

一般競争入札説明書

1. 公告日：令和元年10月21日

2. 参加資格の確認等

本一般競争入札の参加希望者は、一般競争入札公告2. に掲げる参加資格を有することを証明するため、次の通り参加資格申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、並びに参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加出来ないものとする。

- (1) 提出期間：令和元年10月21日（月）から令和元年11月 5日（火）まで、土日祝祭日を除く毎日、9時から17時まで。
- (2) 提出場所：きたそらち農業協同組合 農業振興部 振興課
- (3) 提出方法：申請書の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (4) 入札参加資格確認通知：
令和元年11月 6日（水）までに、書面（電子メール送信）をもって通知する。
本紙は郵送する。
- (5) 申請書の作成：
申請書は、一般競争入札公告2. に沿って、別紙「様式1」により作成すること。

【添付書類】

ア. 会社概要（※コピー可）

直近年度のもので、会社概要がわかるもの（商業登記簿謄本、業務報告書等）

イ. 建設業許可通知書（写）（※施設種類によって、建設、機械器具設置、管等）

申請日現在の許可状況と一致する通知書の写し、または許可証明書の写し

ウ. 工事経歴書（直近3カ年間分）

経営審査申請書に添付した工事経歴書の写し及び一般競争入札公告2.（3）①に掲げる付加条件に該当する工事経歴書を添付

エ. 技術職員名簿

直近の経営審査の審査基準日時点の技術職員名簿

オ. 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（直近3カ年間分）

カ. 民事再生および会社更生の手続き経歴確認書 別紙「様式2」

キ. 連絡先および担当者通知書 別紙「様式3」

住所、電話・FAX番号及び担当者氏名等記載

ク. 申立書 別紙「様式4」

ケ. 不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

(6) その他

- ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ. 提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。
- エ. 提出期限以降における申請書及び資料の差し替えまたは再提出は認めない。
- オ. 申請書類はA4ファイル綴じとする。

3. 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格が無いと認められた者は、入札執行者に対して参加資格が無いと認めた理由について、次の通り書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

- (1) 提出期限：令和元年11月 6日（水） 16時
- (2) 提出場所：きたそらち農業協同組合 農業振興部 振興課
- (3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和元年11月6日（水）までに説明を求めた者に対し書面（電子メール送信）をもって回答する。本誌は郵送する。

4. 要項書説明会

要項書説明会を次の通りとする。

- (1) 日 時：令和元年11月 7日（木） 10時
- (2) 方 法：電子メールによる。

5. 一般競争入札説明書等に対する質問

一般競争入札説明書等に対する質問がある場合は、次の通りとする。なお、質問が無い場合においても次の通り、「無い」旨の書面提出を行うこととする。

- (1) 受領期間：令和元年11月12日（火） 16時まで
- (2) 提出方法：書面（電子メール送信）をもって提出する。本紙は郵送する。
- (3) 提出先：きたそらち農業協同組合 農業振興部 振興課 課長 秋山 眞輝
電子メールアドレス：akiyama.masaki@kitasorachi.ja-hokkaido.gr.jp
- (4) 質問に対する回答：
令和元年11月13日（水）16時までに、書面（電子メール送信）により回答。
本紙は郵送する。

6. 入札仕様書の提出日時、場所及び方法

- (1) 日 時：令和元年11月19日（火） 10時まで
- (2) 場 所：きたそらち農業協同組合 農業振興部 振興課
- (3) 方 法：上記場所に持参のこと。

7. 一般競争入札参加資格の確認

入札参加資格を有する業者は、要項書説明会の指示に基づき入札設計を行い、入札仕様書を提出し、入札執行者から一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者、並びに参加資格が無いと認められた者は、一般競争入札に参加できないものとする。

(1) 入札参加資格確認通知（仕様書提出後）

：令和元年11月21日（木）までに、書面（電子メール送信）をもって通知する。本紙は郵送する。

8. 一般競争入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

一般競争入札参加資格が無いと認められた者は、入札執行者に対して参加資格が無いと認めた理由について、次の通り書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

(1) 提出期限：令和元年11月21日（木） 16時

(2) 提出場所：きたそらち農業協同組合 農業振興部 振興課

(3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和元年11月21日（木）までに説明を求めた者に対し書面（電子メール送信）をもって回答する。本紙は郵送する。

9. 一般競争入札の日時及び場所等

入札者は次の日時・場所に出頭し、指示に従って入札書を提出する。

(1) 日 時：令和元年11月下旬を予定

日程が決定次第、書面（電子メール送信）をもって通知する。本紙は郵送する。

(2) 場 所：深川市メモ10号線山3線 きたそらち農業協同組合 営農センター

(3) その他：

ア. 入札にあたっては、参加資格があることを認められた確認通知の写しを持参し、事前に提示すること。

イ. 代理人が見積るときは、委任状を事前に提出すること。

10. 入札方法：次の要項の通り一般競争入札を執り行う。

【一般競争入札要項書】

1. 施 主

施主名：きたそらち農業協同組合

住 所：深川市北光町1丁目10番10号

電 話：0164-22-6600

代表者：代表理事組合長 柏木 孝文

担当者：農業振興部 振興課 課長 秋山 眞輝

2. 工事名称

事業年度：令和元年度

工 事 名：きたそらち農協 深川穀類乾燥調製貯蔵施設 色彩選別機導入工事

3. 工事場所

深川市深川町字メム 5803-1、5811 番地

4. 工 期

着 工：令和元年11月下旬頃（契約後）

完 成：令和2年 3月10日

引 渡：令和2年 3月10日

5. 支払条件

前 払 金：無し

部 分 払：無し

6. 工事履行保険等

建設工事に係る保険に加入すること。なお、労災保険等工事に必要な保険の付保については、労働者災害補償保険法にもとづき、受注者において加入すること。

7. 工事範囲

入札条件書及び関係図書指示事項の範囲とする。

8. 別途工事

既存撤去工事

9. 請負業者の決定方法

一般競争入札心得による。

10. 契 約

落札者と決定した者は、決定通知の日から起算して5日以内に契約書を提出すること。

また、別紙の「談合等不正行為があった場合の違約金等」に関する特約事項により、契約する。

なお、落札した請負者が暴力団の関係者であることが判明した場合は契約できない。

11. 入札書記載金額

(1) 入札書に記載する金額は消費税を除いた金額とすること。

(2) 契約価格は決定金額に100分の110を乗じた金額とする。

12. 官庁その他への手続き

建築確認申請を除く工事に必要な諸官庁その他への手続きは、一切請負業者の負担で行う。

13. 工事記録等

(1) 月 報

日報をとりまとめ、工事記録写真を添えた月報を1部提出する。

(2) 写 真

主要な工事の進捗状況と完成時の写真をアルバムに収め、3部提出する。

14. 保安等

近隣の居住者及び所有者への保安及び振動・騒音には、十分な対策を講じて工事を行う。もし、これらに関する注意及び苦情の申し出があった場合は、請負業者の負担において解決する。

15. 産業財産権の保証

(1) 産業財産権について何らかの問題が発生した場合は、施主及の事業に支障のないよう請負者の責任において解決する。

(2) 万一損害が施主に発生する場合はその賠償の責を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。

(3) 上記の内容を厳守することを誓約書として入札参加時に提出すること。別紙「様式5」

16. 情報処理プログラムの取り扱い

(1) OSやデータベースソフトなど一般に販売されているプログラムを除き、当施設を運営するために作成された制御または情報処理用プログラムの仕様およびシーケンサープログラムに関する仕様とラダー図については、全て施主および代行者に公開し読み取りが容易な仕様書として提出すること。

(2) 将来、施主が当施設について改修や機能向上を行うにあたり制御または情報処理用プログラムの改造を伴う場合、施主はプログラムの変更切除その他の改変が可能であることとし、この場合施行者は著作権等に関する主張は行わないこと。

17. その他

(1) 仮設物費に関する事項

電力、用水、電話等の経費は、全て請負業者の負担とする。

競争入札心得

きたそらち農業協同組合

(総 則)

第1条 きたそらち農業協同組合（以下「組合」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

(異議の申立等)

第2条 入札者は、仕様書、契約書（案）、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。

② 入札者は、前項の書類等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

③ 入札者は、第1項の書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札保証金)

第3条 入札者は、現金またはこの組合を被保険者とする入札保証保険証券により入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙の書式により入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記し、組合の指定する日時に、その指定する場所に提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

② 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(代 理)

第7条 入札者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

② 代理人は、2人以上の者を代理することはできない。

(入札書の書き替え等の禁止)

第8条 入札者またはその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き替え、または撤回する

ことができない。

(無効入札)

第9条 つぎの各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札保証金が不足する者のした入札
- (5) 一の入札者またはその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(開 札)

第10条 開札は、公告または通知した場所において、入札の終了後直ちに入札者またはその代理人の面前で行う。

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(再度入札)

第12条 開札の結果、落札者がいない場合には、直ちに出席者をもって再度の入札を行うものとする。入札者は、組合が指示する時間までに新たな入札書を組合に提出するものとする。また、再度の入札は1回まで行うものとする。

(入札保証金の返還)

第13条 落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は、返還する。

- ② 再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。

(契約書の作成)

第14条 落札者と決定した者は、決定通知の日から起算して5日以内に所定の様式による契約書を提出しなければならない。

- ② 落札者と決定した者が前項の期間内に契約書を提出しない場合には、落札者と決定した者の効力は失うものとする。

(入札保証金の帰属)

第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金また

はその納付に代えて提供した担保は、組合に帰属する。

- ② 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札金額の100分の5以上の違約金を納付しなければならない。

(契約保証金)

第16条 契約を締結しようとするときは、契約を締結する者をして現金またはこの組合を被保険者とする履行保証保険証券により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

(工事完成保証人)

第17条 組合が請求した場合は、請負人に対し、請負人に代わって自らその債務を履行することを保証する保証人を立てなければならない。

以 上